

2022 年 3 月 17 日  
企業会計基準委員会

## 改正実務対応報告第 40 号

# 「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」の公表

### 公表にあたって

当委員会は、2020 年 9 月 29 日に、実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「2020 年実務対応報告」という。）を公表しました。2020 年実務対応報告は、2014 年 7 月の金融安定理事会（FSB）による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められている中で、ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下「LIBOR」という。）の公表が 2021 年 12 月末をもって恒久的に停止され、LIBOR を参照している契約においては参考する金利指標の置換が行われる可能性が高まっていることに対応し、LIBOR を参照する金融商品について必要と考えられるヘッジ会計に関する会計処理及び開示上の取扱いを明らかにすることを目的としています。

2020 年実務対応報告では、2020 年実務対応報告の公表時には金利指標の選択に関する実務や企業のヘッジ行動について不確実な点が多いいため、公表から約 1 年後に、金利指標置換後の取扱いについて再度確認する予定であるとしていました。

今般、2022 年 3 月 11 日開催の第 475 回企業会計基準委員会において、標記の改正実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本実務対応報告につきましては、2021 年 12 月 24 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討したうえで公表するに至ったものです。

なお、本実務対応報告の公表時点で、米ドル建 LIBOR 及びそれ以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなつたということでもないため、金利指標置換後の取扱いについて再度の確認を行う時期を 1 年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととしております。

## **本実務対応報告の概要**

以下の概要は、本実務対応報告において改正された部分の内容を要約したものです。

### **■ 金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間の延長（本実務対応報告第 14 項から第 19 項）**

2021 年 3 月に、米ドル建 LIBOR の一部のターム物について、公表停止時期が 2023 年 6 月末に延期されるアナウンスメントが正式になされた。これにより、2020 年実務対応報告における金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が米ドル建 LIBOR の公表停止時期より先に終了することとなった。また、米ドル以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなつたということでもないと考えられる。

そのため、金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間について米ドル建 LIBOR とそれ以外の通貨建ての LIBOR を分けることなく、一律に 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長するとしている。

### **■ 金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の取扱い**

#### **➢ 金利スワップの特例処理等に関する金利指標置換後の会計処理の定めの趣旨の明確化（本実務対応報告第 19 項なお書き及び第 19-3 項）**

本実務対応報告は、2020 年実務対応報告第 19 項なお書きを追加し、金利指標置換後に金利スワップの特例処理に係る日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 178 項の⑤以外の要件が満たされている場合には、2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の翌事業年度の期首以降も金利スワップの特例処理の適用を継続することができることを明確化している。なお、この取扱いは振当処理にも適用することができるとしている。

#### **➢ 金利指標置換後の会計処理の適用期間を 1 年延長した場合の取扱い（本実務対応報告第 19-2 項及び第 19-3 項）**

金利指標置換後の会計処理に関する取扱いの適用期間が 2024 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度まで延長されても、米ドル建 LIBOR の一部のターム物の公表停止時期が 2023 年 6 月末とされたことに伴い、金利指標置換前において金利スワップの特例処理の要件を満たしていた取引に関して、金利指標改革に起因した金利指標の置換がなされ、かつ、金利指標置換以後の期間において金融商品実務指針第 178 項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合であっても、金利指標置換時が本実務対応報告第 19 項の適用期間より後であるという理由で金利スワップの特例処理が適用できなくなる場合が想定される。

そのため、本実務対応報告では、金利指標置換時が 2024 年 3 月 31 日以前に終了す

る事業年度までに到来していない場合であっても、2024年3月31日以前に終了する事業年度までに行われた契約条件の変更又は契約の切替が金融商品実務指針第178項の⑤以外の金利スワップの特例処理の要件を満たしているときには、2024年3月31日以前に終了する事業年度の期末日後に到来する金利指標置換時以後も金利スワップの特例処理を継続することができるとしている。また、適用にあたって一定の歯止めを設ける観点から、契約条件の変更又は契約の切替が本実務対応報告第19項の適用期間内に行われることを求めるとしている。なお、この取扱いは振当処理にも適用することができるとしている。

以上

(参考)

金融商品実務指針第178項は、金利スワップの特例処理の要件について次のように定めている。

金利スワップについて特例処理が認められるためには、次の条件を全て満たす必要がある。なお、売買目的有価証券及びその他有価証券は特例処理の対象としない。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産又は負債の元本金額がほぼ一致していること。
- ② 金利スワップの契約期間とヘッジ対象資産又は負債の満期がほぼ一致していること。
- ③ 対象となる資産又は負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスが金利スワップで受払われる変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル及び金利改定日がヘッジ対象の資産又は負債とほぼ一致していること。
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利及び変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること。）。
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロア又は受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産又は負債に含まれた同等の条件を相殺することのものであること。

上記①の条件に関し、金利スワップの想定元本と対象となる資産又は負債の元本については、いずれかの5%以内の差異であれば、ほぼ同一であると考えて、この特例処理を適用することができる。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たさない場合であってもヘッジ会計の要件を満たすときは、繰延ヘッジの方法によりヘッジ会計を適用することができる。